

平成 25 年度外国人労働者問題啓発月間実施要領

1 趣旨

(1) 外国人労働者対策における現状等

経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加したが、その就労状況をみると、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと、依然として不法就労者数は高水準で推移していること等の問題があったことから、平成 19 年に雇用対策法を改正し、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するとともに、就労する外国人労働者について、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講ずることとされた。

また、平成 20 年秋に発生したリーマンショックに端を発した経済危機の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇止めが相次いだこと等から、日系人集住地域の公共職業安定所（以下「安定所」という。）を中心にその就職支援に向けて機動的対策を実施してきたが、現在もなお日本語ができない等の理由で求職者の職業相談件数が高止まりしている状況が続いている。

さらに、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」でも、優秀な海外の人材を我が国に引き寄せることや質の高い外国人留学生の受入れ促進が盛り込まれたところであり、専門的な知識・技術を有する外国人のなお一層の就業促進の取組が求められている。

(2) 現在の取組

このような経緯を踏まえ、厚生労働省では、現在、以下のような取組を実施している。

① 雇用管理の改善及び再就職の促進

- ア 外国人雇用状況届出により外国人の雇用状況を把握した上で、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（以下「外国人指針」という。）に基づく事業所に対する雇用管理指導の実施や求人開拓の実施
- イ 外国人求職者に対して積極的に求人情報、職業訓練情報の提供等を行うなど再就職援助の促進
- ウ 日系人集住地域の安定所等を中心とした日系人に対する職業相談の実施や日本語コミュニケーション能力の向上等を図る就労準備研修の実施

② 専門的・技術的分野の就業促進

- ア 全国の安定所における専門的・技術的分野の外国人求職者に対する職業紹介の積極的な実施
- イ 「外国人雇用サービスセンター」を中心としたインターンシップ事業の実施など留学生に対する国内就職の促進

- ウ 「高度外国人材活用マニュアル」の作成及び周知など、高度外国人材の就職促進に向けた環境整備
- エ 「高度外国人材の日本企業就職支援事例集」を活用し、地域の企業や大学等と連携し、一体的に高度外国人材の就職促進の取組の推進
- オ 外国人雇用サービスセンターがない都道府県労働局（以下「労働局」という。）管内において、地域の実情に応じ、地域の大学や事業主団体等と連携したインターンシップ事業の実施や留学生向け面接会の実施等

③ 適正な雇用・労働条件等の確保

- ア 労働基準監督署等による事業場に対する的確な監督指導による法定労働条件の履行確保
- イ 主要な労働局及び労働基準監督署（以下「監督署」という。）に設置されている「外国人労働者相談コーナー」での外国人労働者や事業主からの労働条件等に関する相談への対応
- ウ 事業主に対し外国人雇用状況届出を厳格に履行させることで不法就労の防止を図るとともに、法令遵守の一環として法務省及び警察庁と合同で中央では「不法就労外国人対策等協議会連絡会議」等を、各ブロックでは「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」をそれぞれ開催するなど、不法就労に関する関係機関との連携強化
- エ 技能実習生の適切な受入れ及び管理を徹底するため、技能実習制度推進事業の実施機関（平成 25 年度委託先：（公財）国際研修協力機構）を通じた監理団体や技能実習実施機関への巡回指導及び技能実習生への母国語相談等の実施

(3) 課題

現在も依然として以下のような課題がある。

① 雇用管理の改善及び再就職の促進

- ア 日系人を中心として派遣・請負の就労形態が多く雇用が不安定な状況は変わっておらず、依然として厳しい雇用調整の対象となっている。
- イ 事業主の認識不足等により社会保険に加入していない事例や適正な労働条件が確保されていない事例等がみられる。
- ウ 日系人を中心として日本語能力や能力開発の機会が不十分である等の問題がある。

② 専門的・技術的分野の就業促進

- ア 外国人を雇用したことがない企業が依然として多く、採用しても企業側の環境整備が進んでいないなど高度外国人材の活用が不十分である。
- イ 日本で就職を希望する留学生の多くの者が実際に就職できておらず、なお就職支援の必要性が高い。

③ 適正な雇用・労働条件等の確保

- ア 技能実習生は入国 1 年目から雇用関係の下での技能実習となり、労働関係法令上の保護が受けられることとなっている。こうした中で、技能実習

生を含めた外国人労働者については、法定労働条件確保上の問題が認められる事案が多いことから、適正な雇用・労働条件の確保が求められている。また、技能実習生は日本語、我が国の労働法令及び習慣に必ずしも習熟しておらず、周囲との関係や孤立した生活環境にたたされる可能性があることに配慮する必要がある。

イ 不法就労者数は近年減少傾向がみられるが、依然として予断を許さない状況である。

(4) 今年度の取組方針

以上のことから、平成 25 年度も、政府全体で取り組む「外国人労働者問題啓発月間」（以下「月間」という。）で、厚生労働省としても、事業主、事業主団体等を始め、広く国民一般を対象として、

- ① 我が国の外国人雇用対策の基本的な考え方の周知
- ② 外国人雇用状況届出の厳格な履行
- ③ 外国人指針に基づく雇用管理改善指導等を始めとする外国人労働者の適正な雇用管理と労働条件及び安全衛生の確保対策
- ④ 日系人の就労支援及び安定雇用の確保対策
- ⑤ 高度な技能を有する外国人材が能力を発揮しやすい職場環境の整備
- ⑥ 留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進対策
- ⑦ 技能実習生の適正な雇用・労働条件等の確保対策
- ⑧ 不法就労防止対策

を中心に、「ともに働き未来を創ろう！！ ～外国人が能力を発揮できる環境づくりを～」の標語のもと、外国人雇用の基本ルールの遵守に関する啓発・指導等を集中的に行うこととする。

(5) 他省庁の取組

法務省等 11 省庁は、下記 2 の期間において各種行事を行う予定である。

2 実施期間

平成 25 年 6 月 1 日（土）から 6 月 30 日（日）までの 1 月間とする。

3 主 唱

厚生労働省

4 標 語

「ともに働き未来を創ろう！！ ～外国人が能力を発揮できる環境づくりを～」

5 実施事項

厚生労働本省（以下「本省」という。）及び労働局では、当月間に以下の事項について実施することとする。

(1) 本省で実施する事項

ア 広報活動の実施

月間における活動の趣旨について、厚生労働省関係広報誌を活用すること等により、国民一般に対する広報活動を行う。

イ ポスター・パンフレットの作成

月間のポスターを作成するとともに、外国人雇用に係る留意点等についての事業主向けパンフレットを作成する。

ウ 事業主団体等への協力要請

主要な事業主団体等を通じ、傘下団体・会員企業等に対して、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発への協力を求める。

特に、外国人雇用状況の届出について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行するよう主要な事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、法務省及び警察庁と合同で、主要な事業主団体等に対し、説明及び要請を行う。

エ 関係機関への協力要請

関係機関及びそれら機関を通じて関係団体等に対し、月間中のポスターの掲示、パンフレットの配布等、月間実施に係る協力を要請する。

(2) 労働局で実施する事項

ア 広報活動の実施

労働局、監督署及び安定所は、適宜広報資料を作成し地方公共団体等の広報誌の活用及び報道機関への協力依頼等による広報活動を行う。

イ ポスターの掲示・パンフレットの配布

労働局、監督署及び安定所は、施設内にポスターを掲示するとともに、事業主団体、関係機関等に対してその掲示の協力を求める。

また、パンフレットを施設内に配置し、事業主を中心に配布する。

ウ 事業主団体等を通じた周知、啓発及び協力要請

労働局、監督署及び安定所は、事業主団体等を通じた積極的な周知、啓発及び協力要請を幹部自らが率先して行う。

特に、外国人雇用状況の届出について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行するよう、事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、地方入国管理局及び都道府県警察との連携を図りつつ、事業主団体等に対し説明及び協力要請を行う。

エ 各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

労働局及び安定所は、本月間中に開催する外国人雇用管理セミナーを、地域の実情に応じ、留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人の活用促進をテーマとして周知・啓発を行う、又は外国人指針に基づく適正な雇用管理が外国人を雇用する上での基本ルールであることについて周知・啓発を行う機会として積極的に活用する。

また、学卒求人説明会等の事業主が集まる会合では、留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進を図るべく、「高度外国人材活用マニュアル」「高度外国人材の日本企業就職支援事例集」等の外国人雇用対策に係る資料を配布するなど、周知・啓発に努める。

オ 個々の事業主に対する周知、啓発及び指導

労働局、監督署及び安定所は、事業主等に対し、あらゆる機会を利用して外

国人の雇用・労働条件に係る取扱い等について適切な情報提供や積極的な周知、啓発及び指導を行う。

外国人労働者が多い労働局の監督署及び安定所では、安易な解雇等の予防や適正な労働条件及び安全衛生の確保、雇用管理の改善等を目的として、事業所を訪問し、指導・監督を行う。

特に、安定所では、事業所訪問による外国人指針に基づく雇用管理改善指導等を集中的に行う。

また、月間中の様々な機会をとらえて求人開拓等を実施する。

なお、事業所訪問指導の際に、労働関係・社会保険関係法令違反の疑いがある事案、出入国管理法違反の疑いがある事案等を把握した場合は、関係機関へ速やかに情報提供を行う。

カ 派遣元事業主及び請負事業主への周知、啓発及び指導

外国人については、日系人を中心に、派遣・請負で就労するものも多いことから、オの事業所訪問の対象の選定に当たっては、派遣元事業主及び請負事業主を中心に行う。

キ 技能実習生受入れ事業主への啓発及び指導

労働局、監督署及び安定所は、技能実習生を受け入れている事業主に対し、技能実習生についても外国人雇用の基本ルール of 遵守が求められることや、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令が適用されることについて、関係機関と連携を図りつつ、あらゆる機会を通じて啓発、指導を行う。

また、安定所では、関係機関の協力等により、外国人雇用状況届を提出していない事業主を把握した場合には、厳格に指導を行う。

ク 「外国人雇用サービスセンター」等の活用について

東京・愛知・大阪に置かれた「外国人雇用サービスセンター」及び福岡新卒応援ハローワーク（以下「外国人センター等」という。）に、留学生を始めとする専門的・技術的分野に係る求人を集約し、外国人センター等を核として、全国の学生職業センターとも連携しながら、全国ネットワークでの情報提供、ビジネス・インターンシップ等の就職支援を行っていることについて、広く周知を行う。

なお、ビジネス・インターンシップの実施に当たっては、我が国を代表する企業の積極的な参加が促進されるよう積極的に周知を行う。

「外国人雇用サービスコーナー」又は「外国人労働者相談コーナー」を設置している労働局、安定所及び監督署では、その開設場所、業務内容等について積極的に広報活動を行い、これらコーナーについて広く周知するように努める。

ケ 「外国人雇用サービスセンター」のない労働局での専門的・技術的分野の就業促進の取組について

外国人雇用サービスセンターがない労働局でも、地域の実情に応じ、地域の大学や事業主団体等と連携して留学生向け面接会等の機会をとらえて実施することとし、実施にあたっては、当該事業の周知・啓発を図るとともに事業効果が得られるよう関連機関と連携して取り組むこととする。